

札幌市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
案

令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
札幌市議会の議決すべき事件に関する条例(平成24年条例第60号)の一
部を次のように改正する。

本則中「により」の次に「定める」を加え、「次のとおり」を「総合計画(本
市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政全般にわたる政策の
基本的な方向性を定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止」に改め、各号を
削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

札幌市と北海道電力株式会社との間の電力報償契約を解除することに伴い、
電力報償契約に関する事項を市議会の議決すべき事件から除くため、本案を提
出する。